

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月19日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 19 日

開成町長 山 神 裕

町は、交付金の申請漏れで損失を与えた被害への損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
金 361,600 円
- 2 損害賠償の相手方
神奈川県小田原市南鴨宮●丁目●番●号
●● ●●

(参考)

本件の概要

令和 7 年 6 月の経営所得安定対策等推進事業「水田活用の直接支払交付金」の申請事務処理において、町職員が耕作者に対して交付申請前のヒアリングを行い、圃場拡大の報告を受けたが、交付申請書に拡大した面積を反映しなかったことで、一部交付金が受け取れずに損失を与えた。